

[附属書1]

実用新案技術評価書作成のためのハンドブック

平成25年12月

特許庁

調整課 審査基準室

目 次

1. 関係資料の確認.....	1
(1) 補正、訂正及び審判の記録.....	1
(2) 出願の取下げ、放棄等.....	1
(3) 刊行物等提出書及び上申書.....	1
(4) 既作成の実用新案技術評価書.....	2
2. 書誌的事項.....	2
(1) 「1. 登録番号」、「2. 出願番号」、「3. 出願日」、「4. 優先日／原出願日」、「5. 考案の名称」及び「6. 実用新案登録出願人／実用新案権者」.....	2
(2) 「7. 作成日」及び「9. 作成した審査官」.....	2
(3) 「8. 考案の属する分野の分類」.....	2
(4) 「10. 考慮した手続補正書・訂正書」.....	3
3. 「11. 先行技術調査を行った文献の範囲」の欄の記載.....	3
(1) 一群の内国特許文献又は外国特許文献の場合.....	3
(2) 「その他の文献」.....	5
4. 「12. 評価」の欄の記載.....	5
(1) 「請求項」.....	5
(2) 「評価」.....	6
(3) 「引用文献等」.....	7
(4) 「評価についての説明」.....	8

付録：実用新案技術評価書の記載例

記載例1.....	10
記載例2.....	13
記載例3.....	15
記載例4.....	17

1. 関係資料の確認

評価書作成に先立ち、以下の記録があるかどうか、登録管理マスタ等で確認する。また、評価書作成に数日以上要した場合には、評価書作成前に確認した事項に追加された事項がないかどうか、評価書起案時に再度登録管理マスタ等で確認する。

なお、登録管理マスタ等の照会時に、審決が確定していない場合であっても、審決の確定を待たずに評価書作成を行う。また、明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面の補正、訂正、出願の取下げ又は放棄の手段の方式審査が終了していない場合等は、その旨調整課機械事務調整班に連絡した上で、評価書作成関係書類等を調整課機械事務調整班に戻す。調整課機械事務調整班では、それらの手段の方式審査が完了したこと等を確認し、必要であれば、スケジュールを再設定して、評価書作成関係書類等を審査官に戻す。

(1) 補正、訂正及び審判の記録

評価書作成時に補正又は訂正が行われている場合には、その補正又は訂正が新規事項を含むものであっても、補正又は訂正後の明細書等に基づき評価書を作成する。

評価書作成時に、無効審判で一部の請求項が無効になっているもの、訂正により一部の請求項が削除されているものについては、それらの請求項については評価書を作成しない。また、無効審判で無効理由がないとされたものについても、評価書作成の際には、この審決を参酌して評価を行う。審決が確定していない場合であっても、無効審判において提出されている無効理由の証拠等を考慮して評価を行う。

(2) 出願の取下げ、放棄等

登録前に出願が取下げ若しくは放棄されている場合、又は無効審判ですべての請求項が無効になっている場合には、評価書は作成しない。この場合は、その旨調整課機械事務調整班に連絡する。

(3) 刊行物等提出書及び上申書

刊行物等提出書又は上申書が提出されている場合には、その内容を考慮して評価を行う。上申書に先行技術となりうる刊行物等が記載されていたときは、刊行物等提出書に準じた取扱いを行う。

(4) 既作成の実用新案技術評価書

既に作成した評価書がある場合には、その内容を考慮して評価を行う。その際には、既作成の評価書の作成後に、①調査可能な文献範囲が拡大した、②新規性等を否定する有力な先行技術文献等についての刊行物が提出された場合等、評価内容を変更することが適当であるような事情の変更があるかどうかについても検討し、評価を行う。

2. 書誌的事項

(1) 「1. 登録番号」、「2. 出願番号」、「3. 出願日」、「4. 優先日／原出願日」、「5. 考案の名称」及び「6. 実用新案登録出願人／実用新案権者」

これらの項目については、以下の場合を除き、評価書作成関係書類等に記載されたものを記載する。

- ①「1. 登録番号」が評価書作成関係書類等に記載されていないときには、登録管理マスタ等で確認し、登録番号が登録されている場合は、その番号を記載する。
- ②登録後の場合は、「6. 実用新案登録出願人／実用新案権者」について、登録管理マスタ等で権利情報を確認のうえ、実用新案権者を記載する。

(2) 「7. 作成日」及び「9. 作成した審査官」

「7. 作成日」には、起案した日を記載する。「9. 作成した審査官」には、定められた担当審査官であって実際に評価書を作成した審査官の氏名のみを記載し、サーチを依頼した審査官名等は記載しない。作成者の押印は不要である。

また、審査官コード及び技術単位コードも記載する。

(3) 「8. 考案の属する分野の分類」

基本的には、評価書作成関係書類等の記載に基づいて国際特許分類を記載するが、調査範囲の決定の過程で評価書作成関係書類等の分類に誤りがあることを発見した場合は、正しい分類を評価書に記載する。

(留意事項)

評価書作成関係書類等の分類に誤りがあることを発見した場合は、特実検索システムのオンライン更新機能でF Iデータ等の修正を行う。また、発行済公報の分類に誤りがあることを発見した場合は、訂正公報発行の依頼を行う。

(4) 「10. 考慮した手続補正書・訂正書」

考慮に入れた手続補正書・訂正書を、その書面に記載した提出の日付をもって特定する。手続補正書・訂正書がない場合には、何も記載しない。

(留意事項)

その補正又は訂正が新規事項を追加するものか否かにかかわらず、補正又は訂正された明細書等に基づいて評価を行う（「[特許・実用新案 審査基準](#)」第X部第1章2.を参照）。

3. 「11. 先行技術調査を行った文献の範囲」の欄の記載

(1) 一群の内国特許文献又は外国特許文献の場合

「文献の種類」、「分野」及び「時期的範囲」の欄は、一群の特許文献の範囲を特定するために用いる。

(a) 「文献の種類」の特定

①内国及び外国の特許文献であって一群の文献の場合は、「文献の種類」の欄に、その文献の種類を記載する。

②「文献の種類」の欄に「日本国特許公報及び実用新案公報」と記載した場合、当庁発行の下記の文献を意味する。

「公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等（実用新案登録出願の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム等）、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報、及び登録実用新案公報。」

③上記②以外の内国の意匠公報等又は外国特許文献を調査した場合には、その文献の種類を追加的に記載する。外国特許文献の種類を記載する場合の記載要領は、審査ハンドブック [6.3.04](#) 「特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載要領」に準じる。

(b) 「分野」の特定

①調査範囲が客観的にかつ明確に分かるように、調査した分野を、国際特

許分類（サブグループレベル）を用いて特定する。

なお、「分野」の表記にあたっては、調査範囲を明瞭にするため、階層関係にかかわらず、調査範囲に該当するすべてのIPC記号を記載する。

例えば、A63F1/00の下位概念にA63F1/02及びA63F1/04があり、これら全てを調査範囲とした場合には、A63F1/00-1/04と表記する。

A63F 1/00を調査範囲としてA63F 1/02、A63F 1/04を調査範囲から除外した場合には、A63F1/00と表記する。

表 記 形 式	例 示
IPC記号	A21D 2/04 E05D 15/00-15/58

- ②調査範囲のうち、一群の内国特許文献又は外国特許文献に関するものは、国際特許分類以外のものにより特定してはならない。

したがって、サーチを行う際の調査手法として、フリーワード、Fターム等のサーチツールを用いたサーチを行った場合にも、調査範囲は当該国際特許分類により表記することとし、そのフリーワードやFタームの検索式等は記載してはならない。

また、無テーマのフリーワード検索又は商用データベース検索を行う場合にも、調査範囲を国際特許分類のみにより特定し、Fターム等の検索式は調査範囲として記載しないこととする。

- ③国際特許分類で特定される調査範囲外においてサーチを行った結果得た関連先行技術文献については、下記(2)②に従って個別の内国特許文献又は外国特許文献として記載する。

- ④一群の内国特許文献又は外国特許文献の場合の「国際特許分類」の表記は、評価書作成時の最新版とする。すなわち、調査範囲の特定は、評価書作成時の最新版により行う。

(c) 「時期的範囲」の特定

時期的範囲については、実際に調査した調査範囲をその始期及び終期で特定する。ただし、始期については、特に必要がある場合（調査範囲とし

た分野における当該種類の文献について、途中で調査を終了した場合等)を除き省略してもよい。

終期については、調査終了日を記載する。このように記載する理由は、調査終了日までに公開された先願を調査範囲に含めるためである。

(2) 「その他の文献」

非特許文献及び個別の特許文献を調査した場合には、以下のように扱う。

- ①単行本、逐次刊行物、不定期刊行物等の非特許文献は、「その他の文献」の欄に審査ハンドブック [63.04](#) 「特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載要領」に従って記載する。
- ②一群の特許文献について表示した「文献の種類」と「分野」と「時期的範囲」とで特定される調査範囲の外において個別に調査した内国又は外国の特許文献についても、「その他の文献」の欄に文献名等を記載する。
- ③商用データベースによる非特許文献のサーチ結果
商用データベース等により非特許文献をサーチした場合は、検索式を表示することなく、サーチの結果、得られた関連先行技術文献（非特許文献）を調査した文献として「その他の文献」の欄に記載する。
- ④刊行物等の提出があった場合の記載
評価書作成時に刊行物等提出書又は上申書が提出されている場合には、当該刊行物等提出書又は上申書で提出された先行技術文献を「その他の文献」の欄に記載する。その先行技術文献が調査範囲として記載した一群の特許文献の範囲に含まれる場合であっても、「その他の文献」の欄に個別に調査した文献として記載する。

(留意事項)

刊行物等提出書又は上申書で提出された先行技術文献等については、それが新規性等を否定する先行技術文献と認められるか否かにかかわらず、「その他の文献」の欄に記載する。

4. 「12. 評価」の欄の記載

(1) 「請求項」

評価を行った請求項をアラビア数字で特定する。評価及び評価についての説

明が共通する請求項については、まとめて記載してもよい。

なお、無効審判において無効とされた請求項、訂正により削除された請求項については、評価しない。この場合、「12. 評価」の欄の末尾に、「請求項○については、既に無効とされているので評価を行わない。」というように、その旨記載する。

(留意事項)

実用新案技術評価の請求がなされた請求項のみについて評価を行う。単一性の要件については判断せず、仮に単一性の要件を満たさないと認める請求項があったとしても、評価対象外とはしない（「[特許・実用新案 審査基準](#)」第X部第1章2. 及び3.1(2)参照）。

(2) 「評価」

評価書の下欄に記載された「評価1」ないし「評価6」の内から該当する一又は二以上のものを選択し、評価対象の請求項に対応する評価欄に番号を記載する。「評価1」ないし「評価6」は、それぞれ以下に該当する場合に選択する。

評価1：請求項に係る考案について、引用文献の記載からみて、新規性がない旨の評価を行う場合（第3条第1項第3号）。

評価2：請求項に係る考案について、引用文献の記載からみて、進歩性がない旨の評価を行う場合（第3条第2項（ただし、第3条第1項第3号に掲げる考案に係るものに限る。））。

評価3：請求項に係る考案について、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である旨の評価を行う場合（第3条の2）。

評価4：請求項に係る考案について、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である旨の評価を行う場合（第7条第1項又は第3項）。

評価5：請求項に係る考案について、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である旨の評価を行う場合（第7条第2項又は第6項）。

(注) 平成11年1月1日以降、平成24年3月31日までの出願については、「第7条第6項」とあるのは「第7条第7項」と読み替えて適用。
平成10年12月31日以前の出願については、読替え不要。

評価6：請求項に係る考案について、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない場合（記載が不明瞭であること等により、有効な調査

が困難と認められる場合も含む。) 。

(3) 「引用文献等」

- ①引用文献等の文献名等は、「12. 評価」の欄の下部の「引用文献等一覧」に引用文献番号と共に記載する。引用文献等の文献名等は、審査ハンドブック [63.04](#)「特許出願の拒絶の理由中に引用する刊行物等の記載要領」に従って記載する。請求項に対応する引用文献等は、引用文献番号により表示する。
- ②新規性等を否定しない旨の評価の場合には、少なくとも一つの一般的技術水準を示す文献を表示し、引用文献番号の後に括弧書きで「(一般的技術水準を示す参考文献)」と記載する。
- ③ある請求項に係る考案について進歩性がない旨の評価を行うためには、頒布刊行物に基づききわめて容易に考案できたものと言えるものでなければならぬから、少なくとも1つの頒布刊行物を表示する。
- ④少なくとも1つの頒布刊行物記載の考案と他の先行技術との組み合わせによって進歩性がない旨の評価を行う場合において、当該他の先行技術が周知慣用技術である場合には、例示の必要がないほど周知・慣用であると認められる場合を除き、可能な限り当該周知慣用技術を示す文献を表示する。

(留意事項)

- ①一般的技術水準を示す文献を表示するのは、特に関連する先行技術文献等を発見しない旨の「6」と評価される請求項に限られる。新規性等を否定する旨の「1」ないし「5」と評価される請求項については、一般的技術水準を示す文献を表示してはならない。
- ②検討した文献が新規性等を否定することを確信しうる根拠となるものでない場合は、新規性等を否定する旨の評価を行うべきでない(「[特許・実用新案 審査基準](#)」第X部第1章4.(3)参照)から、特に関連する先行技術文献等を発見しない旨の「6」と評価することになる。この場合には、その文献を、一般的技術水準を示す文献として表示する。
- ③評価書作成時に刊行物等提出書又は上申書が提出されている場合には、当該刊行物等提出書又は上申書で提出された刊行物等が請求項に係る考案の新規性等を否定する旨の評価の根拠となる先行技術文献等となりうるか否かについて判断し(「[特許・実用新案 審査基準](#)」第X部第1章4.(5)及び

6.参照)、新規性等を否定する旨の評価の根拠となる文献でない場合は、一般的技術水準を示す文献として表示することを検討する。

(4) 「評価についての説明」

(a) 新規性等を否定しない旨の評価の場合 ([記載例1の請求項4に係る考案に対する「評価についての説明」参照](#))

有効な調査を行ったが、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない場合は、その旨を下記の例文に準じて記載する。

「有効な調査を行ったが、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。」

また、評価書作成時に刊行物等提出書又は上申書が提出されている場合には、必要に応じて、請求項に係る考案と当該刊行物等提出書又は上申書で提示された先行技術との対比判断について、簡潔に記載する。

(b) 新規性等を否定する旨の評価の場合

審査官が新規性等を否定するという評価を行った理由を請求人が理解できるように説明を記載する。基本的には、その引用文献中の記載のうち、新規性等を否定する旨の評価の根拠となった特定箇所を、段落番号、ページ番号、行番号等により特定する。また、請求項に係る考案の考案特定事項との対応関係を指摘する等、その特定箇所から、どのように請求項に係る考案の新規性等を否定する考案が認定できるかについて記載する。進歩性が否定される場合には、さらに、引用文献から認定された考案に基づき、どのような論理づけで進歩性が否定されるのかについて記載する。

(c) 考案が明確でない等の理由により、そのままでは十分な新規性等の評価が行えない場合 ([記載例2参照](#))

明細書等にどのような不備があるかについて、明細書等の関連箇所と不備の内容とを特定して記載する。新規性等の評価のための前提について、考案特定事項をどのように解釈して評価を行ったのかを具体的に記載する。

なお、明細書等に不備があっても、請求項の記載に基づき、十分な新規性等の評価が行える場合には、明細書等の不備については評価書に記載しない。

(d) 有効な調査が困難な場合

[「特許・実用新案 審査基準」第X部第1章3.1\(5\)](#)に記載されるケースに該当する場合は、特に関連する先行技術文献等を発見しない旨の「評価6」として、有効な調査を行うことができなかつた旨とその理由を下記の例文に準じて記載する。

①著しい記載不備の場合 ([記載例3の請求項1に係る考案に対する「評価についての説明」参照](#))

「この請求項の記載（できるだけ問題の箇所を特定）は著しく不明瞭であるため、考案の詳細な説明及び図面を参酌しても、請求項に係る考案を明確に認定することができない。したがって、有効な調査を行うことができなかった。」

②非考案であつて調査困難な場合 ([記載例3の請求項2に係る考案に対する「評価についての説明」参照](#))

「この請求項には、自然法則を利用した技術思想たる考案に該当しないものが記載されており、調査範囲の確定が困難であるので、有効な調査を行うことができなかった。」

(e) 分割・変更要件を満たしていない、又は優先権主張の効果が認められないと判断される場合 ([記載例4参照](#))

評価の欄の冒頭に、明細書等の関連箇所を特定して、分割・変更要件を満たしていない、又は優先権主張の効果が認められないと判断する理由を記載する。また、現実の出願日を基準日として評価を行った旨も記載する。

新規性等を否定しない旨の評価を行う場合であっても、分割・変更要件を満たしていない、又は優先権主張の効果が認められないと判断される場合は、現実の出願日を基準日として評価を行った旨を記載する。

記載例 1

・典型的な記載例

実用新案法第 12 条の規定に基づく実用新案技術評価書

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. 登録番号 | 3012345 |
| 2. 出願番号 | 実願2006-092345 |
| 3. 出願日 | 平成18年5月1日 |
| 4. 優先日／原出願日 | |
| 5. 考案の名称 | 寝具付きぬいぐるみ |
| 6. 実用新案登録出願人／実用新案権者 | 実用 太郎 |
| 7. 作成日 | 平成18年9月1日 |
| 8. 考案の属する分野の分類
(国際特許分類) | A63H 3/02
A63H 3/00
A63H 3/04
A47J 9/08 |
| 9. 作成した審査官 | 俵 香志代 (9136 3L) |
| 10. 考慮した手続補正書・訂正書 | |

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類
分野
日本国特許公報及び実用新案公報
国際特許分類
A63H 3/00-3/04
A47G 9/00-9/08
時期的範囲
～平成18年9月1日
- その他の文献
 - ・〇〇〇〇編「生活百科（収納編）」（平成3年5月6日発行）〇〇社
 - ・特開昭62-123456号
 - ・特開昭63-246734号
 - ・実願昭63-134587号（実開平01-023464号）のマイクロフィルム

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

- ・請求項 1及び2

・評価 1

・引用文献等 1

・評価についての説明

引用文献1の第3頁右下欄第2～5行目には、「本願発明は、…特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には、寝袋の本体が玩具の詰め物となる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。

引用文献1に記載されたものにおける「寝袋」は、本願の請求項1及び2に係る考案における「寝具」に相当する。また、引用文献1の図1には、玩具として犬の形状のものが示されており、引用文献1に記載されたものにおける「玩具」は、本願の請求項1及び2に係る考案の「ぬいぐるみ」に相当する。

したがって、引用文献1には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したものにおいて、寝具をぬいぐるみの中に収容できるように構成したもの」が記載されている。

・請求項 3

・評価 2

・引用文献等 1及び2

・評価についての説明

引用文献1に記載された考案の認定については、請求項1及び2の評価についての説明のとおりである。

引用文献2の第12図には、寝具等を収納する袋において開口部をファスナーで開閉するものが記載されている。引用文献1に記載されたものにおけるボタンと、引用文献2に記載されたものにおけるファスナーとは、同様の機能を有するものである。したがって、引用文献1に記載されたものにおいて、そのボタンをファスナーに置換することは当業者がきわめて容易に想到し得たことである。

・請求項 4

・評価 6

・引用文献等 1、2及び3（一般的技術水準を示す参考文献）

・評価についての説明

有効な調査を行ったが、新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない。

引用文献等一覧

1. 特開昭59-54321号公報
2. ○○○○編「生活百科（収納編）」（平成3年5月6日発行）○○社
3. 特開昭59-23456号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第6項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

記載例2

・考案が明確でないことにより新規性等の評価が十分行えない場合

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1. 登録番号 | 3012347 |
| 2. 出願番号 | 実願2006-092347 |
| 3. 出願日 | 平成18年5月1日 |
| 4. 優先日／原出願日 | |
| 5. 考案の名称 | 椅子 |
| 6. 実用新案登録出願人／実用新案権者 | 実用 太郎 |
| 7. 作成日 | 平成18年9月1日 |
| 8. 考案の属する分野の分類
(国際特許分類) | A47C7/40 |
| 9. 作成した審査官 | 俵 香志代 (9136 3L) |
| 10. 考慮した手続補正書・訂正書 | |

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- | | |
|--------|--------------------|
| ●文献の種類 | 日本国特許公報及び実用新案公報 |
| 分野 | 国際特許分類
A47C7/40 |
| 時期的範囲 | ～平成18年9月1日 |

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

- ・請求項 1
- ・評価 1
- ・引用文献等 1
- ・評価についての説明

請求項1の「図1に示されるような座り心地のよい」という記載は、図1に示されるいずれの事項を意味しているのか不明であり、請求項1に係る考案は明確でない。そして、そのままでは十分な新規性等の評価ができないので、「図1に示されるような座り心地のよい」という語は、明細書等の記載を参酌して、「背

もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられた」という意味であるという前提で評価を行った。

引用文献1の図1等には、背もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられたものが記載されている。したがって、引用文献1には、「背もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられた前後に揺動可能な椅子」が記載されている。

- ・請求項 2
- ・評価 2
- ・引用文献等 1
- ・評価についての説明

請求項2の記載は、そのままでは考案が明確ではないので、「図1に示されるような」という語は、明細書等の記載を参酌して、「背もたれの部分に背中の中の形の凹部が設けられた前後に揺動可能な」という意味であるという前提で評価を行った。

引用文献1に記載された考案の認定は、請求項1の評価についての説明に記載したとおりである。さらに、引用文献1に記載されたものにおいて、その材質を革にすることは、単なる材料の選択に過ぎない。

引用文献等一覧

1. 特開平7-12345号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第6項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

記載例3

- ・著しい記載不備の場合(請求項1)
- ・非考案であって調査困難な場合(請求項2)

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号	3012346
2. 出願番号	実願2006-092346
3. 出願日	平成18年5月1日
4. 優先日/原出願日	
5. 考案の名称	コーヒーメーカー
6. 実用新案登録出願人/実用新案権者	実用 太郎
7. 作成日	平成18年9月1日
8. 考案の属する分野の分類 (国際特許分類)	A47J31/06 A47J31/02
9. 作成した審査官	俵 香志代(9136 3L)
10. 考慮した手続補正書・訂正書	

11. 先行技術調査を行った文献の範囲

- 文献の種類 日本国特許公報及び実用新案公報
分野 国際特許分類
A47J31/02
A47J31/06
時期的範囲 ~平成18年9月1日
- その他の文献 ・○○○○編「美味しいコーヒー」(平成3年5月6日発行) ○○社

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

12. 評価

- ・請求項 1
- ・評価 6
- ・引用文献等 1 (一般的技術水準を示す参考文献)
- ・評価についての説明
請求項1の「……………」部分は、意味が理解できない。考案の詳細な説明及び図

面を参酌しても、請求項 1 に係る考案を明確に認定できず、有効な調査を行うことができなかった。

- ・請求項 2
- ・評価 6
- ・引用文献等 1 (一般的技術水準を示す参考文献)
- ・評価についての説明

請求項 2 には、「実用株式会社のコーヒーマーカーのマニュアル」とのみ記載されており、自然法則を利用した技術思想たる考案に該当しない。そして、調査範囲の確定が困難であるので、有効な調査を行うことができなかった。

引用文献等一覧

1. 特開昭 6 2 - 1 2 3 4 5 号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない(実用新案法第 3 条第 1 項第 3 号)。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない(実用新案法第 3 条第 2 項)。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である(実用新案法第 3 条の 2)。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である(実用新案法第 7 条第 1 項又は第 3 項)。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である(実用新案法第 7 条第 2 項又は第 6 項)。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない(記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。)

記載例4

・分割・変更要件を満たしていない場合

実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書

1. 登録番号	3012348
2. 出願番号	実願2006-092348
3. 出願日	平成18年5月1日
4. 優先日／原出願日	平成16年1月1日
5. 考案の名称	空気調和機
6. 実用新案登録出願人／実用新案権者	実用 太郎
7. 作成日	平成18年9月1日
8. 考案の属する分野の分類 (国際特許分類)	F24F11/00
9. 作成した審査官	俵 香志代(9136 3L)
10. 考慮した手続補正書・訂正書	平成18年5月15日付け手続補正書

1.1. 先行技術調査を行った文献の範囲

●文献の種類	日本国特許公報及び実用新案公報
分野	国際特許分類 F24F11/00
時期的範囲	～平成18年9月1日

(備考)

『日本国特許公報及び実用新案公報』は、日本特許庁発行の公開特許公報、公表特許公報、再公表特許、特許公報、特許発明明細書、公開実用新案公報、公開実用新案明細書マイクロフィルム等、公表実用新案公報、再公表実用新案、実用新案公報及び登録実用新案公報を含む。

1.2. 評価

本願明細書の段落【0020】に記載された「また、温度検出器を複数個所に設けることにより、より適切な除霜時間を設定することが可能になる」という点は、原出願の当初明細書等になんら記載されておらず、原出願の当初明細書等から自明な事項とも認められない。したがって、本願は、適法な変更出願とは認められず、現実の出願日である平成18年5月1日を出願日として評価を行った。

・請求項	1～10
・評価	1

- ・引用文献等 1
- ・評価についての説明

変更が適法になされていたとすれば本願の原出願となっていた出願の公開公報である引用文献1には、本願の請求項1～10に係る考案と同一のものが記載されている。

引用文献等一覧

1. 特開2005-12345号公報

評価に係る番号の意味

1. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性がない（実用新案法第3条第1項第3号）。
2. この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性がない（実用新案法第3条第2項）。
3. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である（実用新案法第3条の2）。
4. この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第1項又は第3項）。
5. この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である（実用新案法第7条第2項又は第6項）。
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。